住所　京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字尻江５番地16
許寿和子　昭和25年９月21日生
表喬生　昭和52年９月30日生
住所　京都市西京区桂浅原町81番地
高眞志　昭和33年10月３日生
住所　京都市中京区壬生土居ノ内町16番地８
徐永洙　昭和36年12月27日生
崔日南　昭和42年11月２日生
徐好希　平成６年７月10日生
住所　京都市山科区西野楳本町119番地52
崔摩起　昭和59年８月19日生
住所　京都市左京区山端川岸町１番地
朴秀行　昭和34年４月19日生
住所　京都市山科区小山姫子町28番地16
文政彦　昭和44年５月３日生
住所　京都市南区東九条松田町21番地１
金裕稀　平成６年８月３日生
住所　京都市南区東九条南石田町78番地１
金貴俊　昭和57年９月22日生
住所　千葉県船橋市宮本９丁目２番10―502号
趙政　昭和58年10月11日生
住所　広島県福山市千代田町２丁目６番17号
車良江　昭和40年４月22日生
住所　広島県福山市千代田町２丁目６番17号
車健治　昭和42年９月８日生
住所　広島市西区都町22番６号
㈱大地　昭和59年９月８日生
住所　浜松市中区神田町360番地60
ハビエル・アロンソ・ルーダス・ベンデス　平成２年８月13日生
住所　東京都杉並区下井草２丁目２番４号
張潔　昭和48年５月11日生
住所　福岡県遠賀郡水巻町吉田東４丁目10番21号
千達雄　昭和21年９月13日生
千陽美　昭和54年７月25日生
千大雄　昭和56年８月24日生
住所　東京都世田谷区砧５丁目21番24号
金直子　昭和46年５月３日生
住所　東京都世田谷区船橋２丁目11番15―302号
金裕子　昭和51年１月23日生
住所　北九州市戸畑区中原東３丁目10番22―804号
千純雄　昭和58年10月20日生
住所　千葉県成田市吉岡571番地30
アリソン・シゲオ・マエムラ　平成５年８月６日生
住所　北九州市小倉南区湯川新町４丁目13番24号
千和美　昭和45年10月４日生
住所　千葉県茂原市高師14番地８
林瑜　昭和55年６月９日生
住所　山口県山陽小野田市大字有帆749番地５
車昭子　昭和15年９月14日生
住所　山口県宇部市大字東万倉222番地４
李匡嘉　昭和43年１月９日生
住所　千葉県松戸市大谷口91番地９
張東治　昭和24年２月５日生
住所　群馬県藤岡市中島465番地１
趙榮日　昭和34年10月10日生
住所　北九州市八幡西区西鳴水２丁目２番30―1207号
金光燉　昭和24年４月８日生
崔千代子　昭和25年12月９日生
住所　北九州市八幡西区西鳴水２丁目２番30―1202号
金周元　昭和50年１月10日生

○農林水産省告示第二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年一月七日

農林水産大臣　森山　裕

一　(一)　保安林の所在場所　岡山県高梁市宇治町宇治字水クレバ下タ一八六六の一、一八六六の二、字栗林下一八六七、字栗林道上一八六八、字清水谷一八六九、字大日名下タ一八七一、一八七二、一八七四、字大日名上ヱ一八七三、一八七五、一八七七、一八七八、字早風一八七六、二一九〇の一から二一九〇の三まで、字ノタウチバ一八七九、字栗林ノ上一八八二、字水クレバ上一八八三、字ドロブケ久保一八九四、字槙原ノ上一八九五、字陣ノウ子一八九六、一八九八から一九〇〇まで、一九〇七、字水クレバ一八九七、字タハ東一九〇一、字谷ヲク一九〇二から一九〇四まで、一九〇九、字槙原上一九〇八、字谷ヲクタハ二一七六、字陣ガウ子二一七七、二一七八、字大谷二一七九の一、二一七九の二、字城殿ワカレ二一八〇から二一八三まで、字ノタウチバ道上ヱ二一八四、字城殿横路上ヱ二一八五、字ノタウチバ道ノ上二一八六、字城殿向二一八八、二一八九の一、二一八九の二、字女郎池尻二一九一から二一九三まで、字女郎池東二一九六、字女郎池二一九七、字天神山二一〇二、字城殿二一〇三、二一〇六、字城殿尻ヒ二一〇七の１、二一〇七の二、二一〇八、字城殿横路下タ二一〇九、二一一〇、字竈二一一一から二一一三まで、字治町遠原字赤畑二三七六、二三七七、二三七九、二三八〇

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　保安林の所在場所　岡山県高梁市備中町布瀬字大滝上ヘ一七〇八、一七一二、字渡リ上ヱ一七一〇、字墓ノ上ヘ一七一一

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び高梁市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年一月七日

農林水産大臣　森山　裕

一　(一)　保安林の所在場所　岡山県総社市日羽字片山五三〇の一、字城麓五三一

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び総社市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年一月七日

農林水産大臣　森山　裕

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岩手県一関市大東町大原字明神二〇の一、二〇の七、二〇の四七、二〇の四八、二〇の五六、二〇の六五

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県庁及び一関市役所に備え置いて縦覧に供する。）